

地籍調査事業（西小倉）の実施について

宇治市では、平成 29 年度から平尾台での地籍調査に取り組んでおり、今年度末で平尾台での調査が完了する見込みとなっております。

地籍調査は、災害復旧の迅速化や土地取引の円滑化等に寄与することから、引き続き取り組んでいく必要があると考えており、令和 4 年度より、西小倉地域において地籍調査を実施したいと考えておりますので、その内容についてご報告いたします。

1. 地籍調査とは

法務局に備え付けの土地登記簿及び公図は、不正確なものが多く、土地境界をめぐるトラブルや、迅速な災害復旧の妨げとなることもあることから、地権者立会いのもと、官民および民の境界を調査し、土地の地目・地番・面積・所有者など、土地の実態を正確に把握するものです。

2. 西小倉地域の選定理由について

今回の調査地域は、近鉄小倉駅周辺地域のなかでも、都市計画法制定より以前に開発された狭隘な道路や私道が多い住宅密集地であり、浸水想定区域にも該当していることから、近鉄小倉駅周辺まちづくり関連事業にあわせて地籍調査を実施することで、防災・減災対策やまちづくりに一層高い効果が期待できると考えております。

なお、国においては、西小倉地域における基本調査事業の入札公告が公表され、契約締結日から令和 4 年 9 月 15 日までの間で実施される予定です。

3. 事業概要について

事業名：地籍調査事業

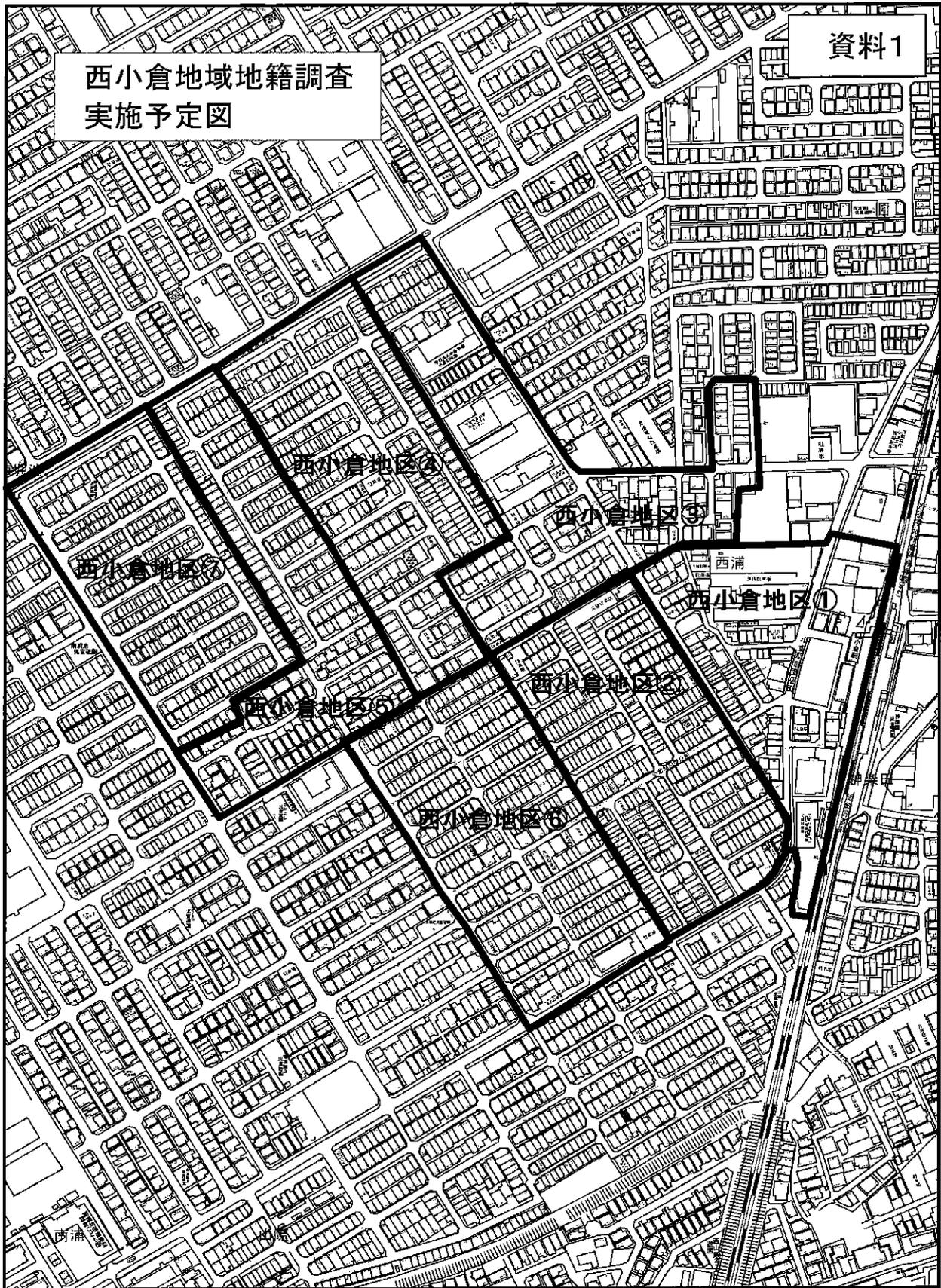
事業主体：宇治市

調査地域：近鉄小倉駅西側の資料 1 に示す地域

調査期間：令和 4 年度～令和 10 年度（予定）

調査面積：約 0.18 km²

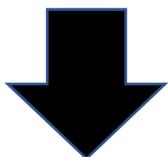
西小倉地域地籍調査
実施予定図



『地籍調査』事務フロー

効率的な手法導入推進基本調査（実施者：国）

- 1．基準点の設置や道路付近の地形測量を実施
- 2．成果品を市町村へ送付



地籍調査（実施者：市）

- 1．委託業者の決定
- 2．地元説明会の開催
- 3．地権者との境界立会い・確認
- 4．確認した境界点の測量
- 5．成果品（図面・面積）の閲覧
- 6．国からの承認・京都府の認証
- 7．法務局へ成果品の送付